

「パートタイム・有期雇用労働者等特別相談窓口」 のご案内

令和元年6月3日(月)より、短時間・有期雇用労働者や事業主等がパートタイム・有期雇用労働法などについて安心して相談できる窓口を設置しました。

福井労働局では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年7月6日公布)による改正後の「パートタイム・有期雇用労働法」(2020年4月1日施行、中小企業は2021年4月1日施行)の内容の周知徹底と円滑な施行に向けて、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、特別相談窓口を開設しました。お気軽にご相談ください。

特別相談窓口について

- (1)開設日 令和元年6月3日(月)～法施行まで(予定)
- (2)相談窓口 TEL 0776-22-3947
(福井市春山1丁目1-54 春山合同庁舎9階)
福井労働局 雇用環境・均等室内
- (3)相談受付時間
月～金曜日(休祝日は除く)の午前9時から午後4時30分まで
- (4)相談方法
来局による面談又は電話による相談
(来局の場合はできるだけ事前にご予約ください。)
- (5)相談内容の例
 - ・事業主・人事労務担当者からの「パートタイム・有期雇用労働法」の内容についての相談
 - ・労働者の方からの「短時間・有期雇用労働法」の内容についての相談
 - ・勤務先の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の、不合理な待遇差に関する相談 など



◆法改正に関する詳しい内容について、以下のホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ「パートタイム労働者の雇用管理の改善のために」
URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

【お問い合わせ先】福井労働局 雇用環境・均等室 TEL 0776-22-3947